

あづま総合運動公園総合パンフレット作成業務委託 仕様書

1 業務名

あづま総合運動公園総合パンフレット作成業務

2 目的

本公園の総合パンフレットの作成について、あづま総合運動公園（以下「公園」という。）の魅力等を積極的に発信するとともに、時代に即した効果的なデザインに加え、利用者のニーズに応えた新規総合パンフレットを企画・作成し、公園への関心、理解の向上等を図ることにより、利用者の誘致に繋げることを目的とする。

3 業務概要

- (1) 業務名 あづま総合運動公園総合パンフレット作成業務
- (2) 委託期間 契約締結の翌日から令和5年5月31日（水）まで
- (3) 委託料限度額 800,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 業務内容等
 - ①総合パンフレットに係る企画、アイデア、対象の取材、デザイン、レイアウト、編集、校正等、総合パンフレットに必要な全ての作業
※紙面の構成に必要な写真のうち、季節等の関係で入手困難な写真がある場合は、委託者所有の写真を提供することができる。
 - ②総合パンフレットのデジタルデータの作成及び納品
 - ③印刷、製本、納品に関すること

4 パンフレット掲載内容

- (1) 見た人が「行ってみたい、また行きたい」と思う興味・関心を引く要素を盛り込み、公園内の施設や景観、豊かな自然、公園のイベント事業など全体の魅力が伝わるものとする。
- (2) 写真、イラスト、図表等を活用し、誰もが分かりやすい施設案内や情報発信ツールとして活用できるものとする。
- (3) 全体地図、駐車場案内図、料金表などを掲載すること。
- (4) 協会経営の基本方針等が活かされていること。
協会ホームページ参照：<https://fukushima-park.jp>
- (5) 施設概要等の文字は、日本語（漢字にはふりがなを付すこと）及び英語で表記すること。

5 留意事項

- (1) パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- (2) 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。

- (3) 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を納品した時点をもって、委託者に移転するものとする。

6 規格・仕様

- (1) 規格：A4版、25ページ以内、フルカラー印刷、中綴じ、コート紙46.5kg
- (2) 部数：3,000部
- (3) 校正：文字校正2回、色校正1回（欠字、誤字のある場合はこの限りではない。）
- (4) デジタルデータ：再編集可能なデータ、PDFデータ

7 納品場所

(公財) 福島県都市公園・緑化協会 経営企画課

〒960-2158 福島市佐原字神事場1番地 TEL：024-593-1111

8 納品期限

令和5年5月31日（水）

9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打ち合わせを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た事項、個人情報等を取り扱う場合には、十分に留意し、漏洩、滅失および毀損等の防止に努めること。
- (3) 総合パンフレットで使用するキャッチフレーズ等の登録商標に関する承認（商標権侵害の有無等）は、受託者が行い、受託者は委託者に対し、作製されたすべてのデザイン等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (4) 製作されたすべてのデザイン等の作成の対価、採用デザイン等の著作権の譲渡の対価及び成果物等の納品の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、委託者との協議のうえ、その一部を委託することができる。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた時は、協議のうえ決定する。